平成２３年（フ）第７２９０号
神奈川県川崎市麻生区白山５丁目１－８－1201
破産者　二村　　篤
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３０８号
東京都文京区大塚３丁目20－７－402
破産者　中村　裕子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１号
青森県八戸市大字白銀町字三島下86番地３
破産者　有限会社吉田水産
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１８２１９号
東京都目黒区下目黒２丁目13番10号
破産者　アッパー・デック・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３２５号
千葉県市川市行徳駅前２丁目10－16－406　パークイシケンハイツ渡邊方
破産者　内村ヤス子
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１号
東京都府中市新町２丁目26番地の27
破産者　リファイン工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２８号
東京都町田市上小山田町3037番地25
破産者　有限会社司建設
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７８号
東京都東久留米市下里５丁目15－18
破産者　高野　和洋
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２３号
東京都町田市上小山田町3037－25
破産者　八反田俊明
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７０１号
東京都渋谷区神宮前６丁目35番３号　コープオリンピア702号室、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区代々木２丁目27番12号
破産者　株式会社ダブリューホールディング
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７０２号
東京都渋谷区神宮前６丁目35番３号　コープオリンピア702号室、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区代々木２丁目27番12号
破産者　株式会社ウィークエンド・エンジニアリング
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７０３号
東京都小平市仲町563－98
破産者　森本　　剛
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９０２号
東京都立川市砂川町３丁目41－７
破産者　星　　明義
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９８２号
東京都墨田区両国４丁目６番５号
破産者　株式会社ハバユウ
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２７７号
東京都千代田区三崎町３丁目３番１号　ＴＫｉビル５階
破産者　フジケン株式会社
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０００号
神奈川県横浜市港北区小机町261－18、開始決定時の住所神奈川県横浜市神奈川区三枚町570－４
破産者　玉江　和子
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４５７号
埼玉県蓮田市西城２丁目22番１号
破産者　日本ベイス株式会社
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４５８号
埼玉県蓮田市西城２丁目22－１
破産者　山崎　留男
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０１９号
東京都渋谷区渋谷３丁目11番８号
破産者　株式会社エス・ティスタッフサービス
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６４８号
東京都北区西ケ原３丁目１－９－203
破産者　田代　みか
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６６９号
東京都台東区三筋２丁目22－７－903
破産者　杉浦　政則
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部